

高松市告示第 8 0 0 号

高松市病院局告示第 2 号

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号。以下「施行令」という。）第 1 6 7 条の 5 第 1 項及び第 1 6 7 条の 1 1 第 2 項の規定に基づき、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 3 1 日までの間に高松市が発注する測量・建設コンサルタント業務等（測量、建設コンサルタント業務（土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する調査、企画、立案若しくは助言を行うことの受託等を行う業務をいう。以下同じ。）、地質調査業務（地質又は土質について調査し、及び計測し、並びに解析し、及び判定することにより、土木建築に関する工事の設計若しくは監理又は土木建築に関する工事に関する調査、企画、立案若しくは助言に必要な地質又は土質に関する資料の提供及びこれに付随する業務を行うことの受託等を行う業務をいう。以下同じ。）等をいう。）に係る一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格、資格審査の申請期間及び方法等について定めたので、施行令第 1 6 7 条の 5 第 2 項（施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 3 項において準用する場合を含む。）の規定により公示します。

令和 6 年 1 0 月 2 8 日

高松市長 大 西 秀 人

高松市病院事業管理者 和 田 大 助

1 競争入札に参加することができる者

競争入札に参加することができる者は、次の各号のいずれにも該当しない者であって、競争入札の参加資格に関する審査（以下「資格審査」という。）を受け、測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿（発注機関（高松市長及び高松市病院事業管理者をいう。以下同じ。）ごとに、それぞれ令和 7 ・ 8 年度高松市測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿及び令和 7 ・ 8 年度高松市病院局測量・建設コンサルタント業務等競争入札参加資格者名簿とし、以下これらを「資格者名簿」と総称する。）に登載されたものとする。

（1） 施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項（施行令第 1 6 7 条の 1 1 第 1 項において準用する

場合を含む。)の規定に該当する者

(2) 施行令第167条の4第2項(施行令第167条の11第1項において準用する場合を含む。)の規定により競争入札に参加させないこととされている者

(3) 資格審査を申請する業種(次項に定める業種をいう。以下同じ。)に係る別表に掲げる業務のうち、次のアからウまでに掲げる業務については、それぞれアからウまでに掲げる登録を受けていない者

ア 測量一般、地図の調製及び航空測量 測量法(昭和24年法律第188号)第55条第1項の規定による登録

イ 建築一般、意匠及び構造 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条第1項の規定による登録(契約締結をする営業所についての登録に限る。)

ウ 不動産鑑定 不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)第22条第1項の規定による登録

(4) 前号に定めるもののほか、営業に関し法律上必要な資格を有しない者

(5) 納期限の到来した市税、法人税(個人にあっては所得税。以下この号において同じ。)又は消費税及び地方消費税(市内に事務所・事業所(店舗等を含む。)を有しない者にあっては、法人税又は消費税及び地方消費税)を滞納している者(申請日(資格審査の申請をする日(第3項第1号ウ(イ)の規定の適用がある場合は、当該補正に係る書類を提出する日を含む。))をいう。以下同じ。)までに完納した者を除く。)

(6) 県内に事務所・事業所(店舗、個人事業者の場合の自宅等を含む。)を有し、個人住民税を特別徴収する義務がある者にあっては、次に掲げる者

ア 法人 次の(ア)及び(イ)の区分に応じ、それぞれ(ア)及び(イ)に掲げる者

(ア) 主たる事務所の所在地(第3号ア又は第3項第2号イ、ウ若しくはエの登録を受けている場合は、その登録に係る本店又は本社の所在地によるものとする。以下このアにおいて同じ。)が県内である場合 県内市町(主たる事務所の所在地の市町、当該市町に個人住民税を特別徴収すべき役員又は従業員がいない場合は、特別徴収すべき役員及び従業員の合計数の最も多い県内の市町とする。)において、個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者(特別徴収をしていない個人住民税について普通徴収から特別徴収への直近の切替時期から特別徴収する旨の誓約書を申請日までに当該県内市町に提出した者を除く。)

(イ) 主たる事務所の所在地が県内でない場合で、従たる事務所(当該事務所につき法律の規定により登録等を要する場合は、当該登録等を受けた事務所に限る。以下このアにおいて同じ。)を県内に有する場合 県内市町(従たる事務所が高松市内に所在する場合は高松市、従たる事務所が高松市内に所在しない場合又は

個人住民税を特別徴収すべき役員若しくは従業員が高松市にいない場合は個人住民税を特別徴収すべき役員及び従業員の合計数の最も多い県内の市町とする。)において、個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者（特別徴収をしていない個人住民税について普通徴収から特別徴収への直近の切替時期から特別徴収する旨の誓約書を申請日までに当該県内市町に提出した者を除く。）

イ 個人 県内市町（事務所を高松市内に有する場合は高松市、事務所を高松市内に有しない場合又は個人住民税を特別徴収すべき従業員が高松市にいない場合は個人住民税を特別徴収すべき従業員数の最も多い県内の市町とする。）において、個人住民税の特別徴収義務者として個人住民税の特別徴収をしていない者（特別徴収をしていない個人住民税について普通徴収から特別徴収への直近の切替時期から特別徴収する旨の誓約書を申請日までに当該県内市町に提出した者を除く。）

(7) 高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有する法人にあっては、高松市市税条例（昭和35年高松市条例第3号）による法人設立・開設申告書を申請日までに提出していない者

(8) 金銭的信用を著しく欠くと認められる者

(9) 第10項第1号アからエまでに掲げる事項について同意できない者

(10) 資格審査の申請に必要とされる書類を提出できない者

2 資格審査の業種区分

資格審査の業種区分は次のとおりとする。

業 種	略称
測量	測量
建築関係建設コンサルタント業務	建築
土木関係建設コンサルタント業務	土木
地質調査業務	地質
補償関係コンサルタント業務	補償

3 資格審査の申請方法及び提出書類

申請方法及び提出書類の要項は、次のとおりとする。なお、詳細は、令和7・8年度測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請要領（以下「申請要領」という。）の定めるところによる。

(1) 申請方法

ア 申請書類の提出期間

令和6年11月18日（月）から同年12月13日（金）まで（同日午後5時までに必着のこと。）

イ 申請書類の提出場所

高松市財政局契約監理課

ウ 申請書類の提出方法

(ア) 一般書留、簡易書留又はレターパックプラスで郵送すること。ただし、行政書士が2通以上の申請書類を提出する場合は持参することを認める。この場合の提出期間は、令和6年11月18日(月)から同年12月13日(金)(日曜日、国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び土曜日を除く。)までとする。

(イ) 申請書類不備の場合の取扱い

書類の補正を求めた上で、その不備のまま仮受付とする。令和6年12月25日(水)午後5時までに当該補正に係る書類の全ての提出がないときは、仮受付は無効となる。補正に係る書類を提出する場合は、一般書留、簡易書留又はレターパックプラスで郵送すること。ただし、行政書士が2通以上の補正に係る書類を提出する場合は持参することを認める。

(2) 提出書類

測量・建設コンサルタント業務等入札参加資格審査申請書(かがわ電子入札システムの企業ID・パスワードを所持している者は、このシステムに必要事項を入力し、このシステムを利用して出力したものとする。)に次の書類を添えて申請すること。

ア 第1項第3号アからウまでの登録又は同項第4号の資格を有する者にあつては、当該資格を証する書面の写し

イ 別表土木の業種欄において○を付した業務に係る建設コンサルタント登録規程(昭和52年建設省告示第717号)による登録を受けている者にあつては、当該登録を受けていることを証する書面の写し

ウ 別表地質の業種欄において○を付した業務に係る地質調査業者登録規程(昭和52年建設省告示第718号)による登録を受けている者にあつては、当該登録を受けていることを証する書面の写し

エ 別表補償の業種欄において○を付した業務に係る補償コンサルタント登録規程(昭和59年建設省告示第1341号)による登録を受けている者にあつては、当該登録を受けていることを証する書面の写し

オ 税に関する証明書等

次の(ア)から(エ)までの区分による証明書等(その証明日はいずれも、申請日前3月以内でなければならない。)

(ア) 高松市内に事務所・事業所(店舗等を含む。)を有する法人

a 営業証明書

b 高松市税(全税目)についての滞納無証明書

c 法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書
(イ) 高松市内に事務所・事業所（店舗、事業を営む自宅等を含む。）を有する個人

a 住民票の写し又は申請要領において定める書類（いずれも住民票の住所が高松市内である場合に限る。）

b 高松市税（全税目）についての滞納無証明書

c 所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書
(ウ) 高松市内に事務所・事業所（店舗等を含む。）を有しない法人

法人税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

(エ) 高松市内に事務所・事業所（店舗、事業を営む自宅等を含む。）を有しない個人

所得税並びに消費税及び地方消費税について、未納税額が無い旨の証明書

カ その他申請要領において必要とされた書類

4 資格審査

資格審査は、提出された入札参加資格審査申請書、添付書類等に基づいて、入札参加者としての適格性について行うものとする。

5 資格審査の結果通知及び資格者名簿への登載

(1) 資格審査の結果、入札に参加する資格を有すると認められた者については、各発注機関が、市内企業（指名競争入札にあっては入札方式に応じ高松市測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札等業者選定要領（令和4年11月21日施行）第3条第3項第1号又は高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準（平成13年6月1日施行）第2項第1号に規定する市内企業を、一般競争入札にあってはこれらに準ずる者いう。以下同じ。）及び市内企業以外（準市内企業（指名競争入札にあっては入札方式に応じ同要領第3条第3項第2号又は同運用基準第2項第1号に規定する準市内企業を、一般競争入札にあってはこれらに準ずる者いう。以下同じ。）及び市外企業（指名競争入札にあっては入札方式に応じ同要領第3条第3項第3号又は同運用基準第2項第1号に規定する市外企業を、一般競争入札にあってはこれらに準ずる者いう。以下同じ。））ごとに編成し、その商号又は名称、代表者の氏名、住所又は所在地、業種その他必要な事項を資格者名簿に登載するものとし、次号による公表をもって通知に代えるものとする。

(2) 資格者名簿は、次号に定める有効期間中、その登載事項のうち商号又は名称、住所又は所在地、業種をホームページ（発注機関に応じ、契約監理課ホームページ及び病院局ホームページ）において公表するものとする。

(3) 資格者名簿の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

6 中間年における資格審査の申請（資格者名簿に登載された者（以下「有資格者」とい

う。)に係る業種の追加を含む。)

令和8年4月1日から令和9年3月31日までを資格者名簿の有効期間として、資格審査の申請(有資格者に係る業種の追加を含む。)の受付を次により行うこととしている。その詳細は、令和7年10月に告示する。

(1) 申請書類の提出期間 令和7年12月における15日間

(2) 提出を要する書類等 第3項に準ずる。

7 変更届

有資格者は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その都度速やかに、変更届を発注機関に提出しなければならない。

(1) 営業を休止し、又は廃止したとき。

(2) 次の事項について変更があったとき。

ア 商号又は名称

イ 住所又は所在地

ウ 代表者又は受任者(法人にあっては役職名を含む。)

エ 電話番号

オ 経営の規模

(3) 第1項第3号アからウまで若しくは第3項第2号イからエまでの登録又は第1項第4号の資格の更新を受けたとき。

8 入札参加資格の承継

(1) 次のアからオまでのいずれかに該当する場合は、それぞれアからオまでに掲げる者は、発注機関に対し、入札参加資格の承継の承認の申請をすることができる。

ア 有資格者が他の有資格者又は資格者名簿に登録されていない者(以下「無資格者」という。))と合併したとき 合併後存続する法人又は合併により設立された法人

イ 有資格者が会社分割したとき 分割により資格者名簿の登録に係る営業の全部を承継した法人

ウ 有資格者又は無資格者が他の有資格者から資格者名簿の登録に係る営業の全部の譲渡を受けたとき 営業譲渡を受けた法人

エ 無資格者である個人が有資格者である個人(以下「有資格個人」という。))から資格者名簿の登録に係る営業の全部の譲渡(相続を含む。))を受けた場合において、営業の同一性が認められるとき 当該譲渡を受けた者

オ 有資格個人が法人組織に変更した場合において、営業の同一性が認められるとき 当該法人

(2) 前号の申請をしようとする者は、承継承認申請書に第3項に規定する書類及び当該承継を証する書類を添付して、発注機関に提出するものとする。ただし、発注機

関においてその必要がないと認める書類については、添付を省略することができる。

- (3) 入札参加資格の承継について発注機関の承認を得たときは、直ちに資格者名簿を訂正して、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。

9 入札参加資格の取消し

- (1) 発注機関は、有資格者が、特別の理由がある場合を除き、次のいずれかに該当する場合は、当該資格を取り消すものとする。

ア 第1項第1号から第4号まで及び第8号のいずれかに該当することとなったとき。

イ 申請書及びその添付書類中の重要な事項について故意に記載せず、又は虚偽の記載をしたと認められるとき。

ウ 有資格者から資格の取消しの申出があったとき。

- (2) 第7項の規定により変更の届出をする必要があるにもかかわらず、当該届出をしないときは、その者の資格を取り消すことができるものとする。

- (3) 前2号の規定により資格を取り消したときは、資格者名簿から抹消するとともに、当該取消しに係る者に通知するものとする。

10 その他

- (1) 次の事項につき同意した上で、資格審査の申請をすること。

ア 資格者名簿に登載されていても、必ずしも指名を受けられるとは限らないこと。

イ 高松市が、高松市測量・建設コンサルタント業務等指名競争入札等業者選定要領、高松市公募型指名競争入札実施マニュアル運用基準等（いずれも契約監理課ホームページに掲載）にあるとおり、市内企業への優先発注を行っている（市長以外の発注機関においても、同様である。）こと。

ウ 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）別表各号又は高松市病院局指名停止等措置要綱（平成25年高松市病院局告示第6号）別表各号の措置要件に該当した場合は、指名停止等の措置を受けること。

エ 次の事項がインターネット等を利用して公表されること。また、(イ)に掲げる事項については、報道発表が行われること。

(ア) 資格者名簿の登載事項

(イ) ウによる指名停止の措置、入札参加資格の取消しを受けた場合は、その事実

(ウ) 競争入札及び随意契約の結果（案件名、契約の相手方の名称及び所在地、契約金額、入札参加者の名称及び入札金額等）

- (2) かがわ電子入札システムにより市に対してなされた電磁的記録による資格審査の申請は、発注機関に対してなされたものとみなす。

別表（第1項、第3項関係）

業種	業 務 名		業種	業 務 名	
測量	測量一般		土木	土質及び基礎	○
	地図の調整			鋼構造及びコンクリート	○
	航空測量			トンネル	○
建築	建築一般			施工計画、施工設備及び積算	○
	意匠			建設環境	○
	構造			機械	○
	冷暖房			電気電子	○
	衛生			交通量調査	
	電気			環境調査	
	建築積算			経済調査	
	機械設備積算			水質等分析	
	電気設備積算			宅地造成	
	調査			電算関係	
	耐震診断			計算	
	土木	河川、砂防及び海岸		○	資料等整理
港湾及び空港		○		施工管理	
電力土木		○	地質	地質	○
道路		○		磁気探査	○
鉄道		○	補償	土地調査	○
上水道及び工業用水道		○		土地評価	○
下水道		○		物件	○
農業土木		○		機械工作物	○
森林土木		○		営業補償・特殊補償	○
水産土木		○		事業損失	○
廃棄物		○		補償関連	○
造園		○		総合補償	○
都市及び地方計画		○		不動産鑑定	
地質		○		登記手続等	

備考 業種名は略称による。